

貼用印紙・予納郵券・提出目録等一覧表

静岡地方裁判所本庁(令和元年10月1日郵便料金改定によるもの)

申立書別 (貼用印紙額)		郵券種類・枚数	各種目録・枚数等
訴状 (当庁が控訴審も同じ)		500円×8, 100円×8, 84円×10, 50円×2, 10円×10, 5円×20, 2円×20, 1円×20 合計6,000円 ・当事者1名増すごとに2,000円分(500円×4)を追加	※郵便切手ではなく、郵便料を民事予納金(保管金)で納付していただく際の金額も6,000円(当事者1名増すごとに2,000円を追加)です。 ※ただし、送付嘱託手続をとる際など、別途返信用郵券を予納していただくことがあります。
控訴状		500円×8, 100円×10, 84円×5, 50円×4, 20円×10, 10円×10, 5円×10, 2円×10, 1円×10 合計6,000円 ・当事者1名増すごとに1,089円2組を追加 ◎附帯控訴 ・相手方1名の場合 500円×4, 84円×2, 20円×2, 10円×4, 5円×6, 1円×12(1,145円を2組) ・相手方1名増すごとに1,145円を追加	※郵便切手ではなく、郵便料を民事予納金(保管金)で納付していただく際の金額は6,000円(当事者1名増すごとに2,000円を追加)。
抗告状	一般(相手方なし)	500円×4, 84円×2, 50円×2, 20円×3, 10円×5, 5円×3, 1円×7 合計2,400円	・当事者1名増すごとに、上記の「一般」の組合せ(2,400円分)を1組追加 ・再抗告の場合、上記のほか当事者1名につき1,089円を追加
	民事執行 借地非訟	500円×8, 84円×4, 20円×4, 10円×4, 5円×6, 2円×3, 1円×8 合計4,500円	
	配偶者暴力等に関する保護命令	500円×4, 100円×3, 84円×6, 20円×20, 10円×20, 5円×12, 2円×12, 1円×12 合計3,500円	
上告等	上告提起 上告受理申立て 特別上告提起	500円×4, 210円×10, 100円×6, 84円×6, 20円×8, 10円×15, 5円×12, 2円×3, 1円×20 合計5,600円 ・当事者1名増すごとに、500円×2, 210円×2, 100円×5, 84円×4, 10円×3, 5円×2, 1円×14(計2,310円)を追加	
	特別抗告提起 抗告許可申立て	500円×2, 210円×1, 100円×2, 84円×5, 20円×10, 10円×10, 5円×11, 1円×15 合計2,200円 ・当事者1名増すごとに、上記の額(計2,200円)の組合せを1組追加 ・特別抗告提起、抗告許可申立ての両方を申し立てる場合、特別抗告提起、抗告許可申立てのそれぞれに必要	
破産 債務者申立 個人(1,500円 免責分含む) 法人(1,000円) 債権者申立(20,000円) 免責のみの申立(500円)		管財(自己・準自己申立て) 84円×(債権者数+債務者数+10), 10円×10 管財(債権者申立て) 84円×(債権者数+債務者数+10), 10円×10, 申立書等副本送達費用(重量に応じた郵便切手) 同時廃止 84円×(債権者数+5) 免責(債権者が破産の申立てをした場合。ただし、同時廃止事案を除く。) 84円×(債権者数+10), 10円×(債権者数+10), 1,089円(500円×2, 84円×1, 5円×1)×2組	管財事件一申立書等副本1通 債権者申立一申立書等副本2通
再生 (10,000円)	民事再生	404円(320円×1, 84円×1)×10組, 84円×(債権者数+25), 10円×(債権者数+25)	
	個人再生	84円×{(債権者数×3)+5}, 20円×(債権者数×2), 10円×(債権者数×3), 1円×10	個人再生委員選任事件一申立書及び陳述書等 各副本1通
会社更生 (20,000円)		事案による	
保全処分 (2,000円) ほか	動産	1,099円(500円×2, 94円×1, 5円×1)×(債務者の数及び債権者分1組) ただし、執行官による同時送達の場合は不要	当事者目録・物件目録・請求債権目録 一各1部 (仮処分は債権目録不要)
	不動産	1,099円(500円×2, 94円×1, 5円×1)×債務者数, 94円×1 ただし、要登記の場合、529円×1組, 575円×1組(添付登記簿謄本の重さを考慮)を追加	当事者目録・物件目録・請求債権目録・ 登記権利者・義務者目録一各1部 登録免許税一債権額(仮処分は評価額)×1000 分の4
	債権	1,145円×1組, 1,099円×1組, 519円×1組, 84円×2, 10円×1 合計2,941円 第三債務者1名増すごとに、1,145円×1組, 519円×1組, 84円×1を追加 ※ いずれも陳述催告の申立てをする場合 債務者1名増すごとに、1,099円(1,000円×1, 94円×1, 5円×1)を追加	当事者目録, 請求債権目録, 仮差押債権目録 一各1部
	担保取消	担保事由消滅の場合(民訴79Ⅰ)・・・1,089円×1組 担保権利者同意の場合(同79Ⅱ)・・・84円×1 権利行使催告の場合(同79Ⅲ)・・・1,089円×2組	担保権利者同意の場合 同意書,(印鑑証明書)
	取下	94円(84円×1, 10円×1)×(債務者及び第三債務者数) 登記抹消を要する場合, 529円×1組, 519円×1組を追加	登記権利者・義務者目録, 同物件目録一各1部 登録免許税一1000円×筆数(区分所有建物の場合は、敷地の数を筆数に加算)
労働審判		500円×4, 100円×4, 84円×2, 50円×4, 20円×5, 10円×8, 5円×6, 2円×4, 1円×14 合計3,000円	※郵便切手ではなく、郵便料を民事予納金(保管金)で納付していただく際の金額も3,000円です。 申立書の写し一相手方の数+3通
配偶者暴力等に関する保護命令 (1,000円)		100円×14, 84円×1, 50円×2, 10円×10, 5円×1, 1円×10 合計1,699円	
民事・商事非訟 (1,000円)	清算人選任	84円×2, 10円×2 合計188円	
不動産競売 (4,000円)		94円×1(保管金提出書送付費用。郵送申立ての場合) 予納金(郵便料を含む。)は、不動産2筆まで60万円, 1筆増すごとに5万円ずつ追加	担保権, 被担保債権, 請求債権目録一10通 当事者目録一1通 物件目録一2通 不動産登記簿謄本, 公課証明 一原本のほか写し2通 公図写し, 物件案内図, 建物図面 一各2通 登録免許税 一請求債権額×1000分の4
債権執行 (4,000円)	給料・預金等差押え 担保権に基づく 差押え	500円×5, 100円×1, 94円×1, 84円×2, 10円×6, 5円×2, 2円×4, 1円×1 合計2,941円 ただし、執行費用として請求できる額2,857円 ・第三債務者1名増すごとに、500円×3, 100円×1, 84円×1, 10円×5, 5円×1, 2円×4, 1円×1(計1,748円)を追加 ただし、執行費用として請求できる額1,664円 ※いずれも陳述催告の申立てをする場合 ・債務者1名増すごとに、1,099円(内訳500円×2, 94円×1, 5円×1)を追加 ただし、執行費用として請求できる額1,099円	当事者目録, 請求債権目録, 差押債権目録 一各4通